

◆熊取キャンパス開設 40 年 大学創立 25 年の歩み

1. 学校法人明浄学院の創立と短期大学の設置（昭和 60 年）

学校法人明浄学院は、大正 10 年に日蓮聖人降誕 700 年の記念事業として、大阪日蓮宗寺院 36 ヶ寺が、5 年制高等女学校の設立を発願、同年 4 月に開校の運びとなりました。この教育の伝統を高等教育の場に展開するため、昭和 60 年に大阪明浄女子短期大学が設立されました。

短期大学の設置にあたり、昭和 58 年に提出された「**学校法人明浄学院 大阪明浄女子短期大学設置認可申請書**」には、その趣旨と理由が次のように記されています。

設置の趣旨及び理由

I 設置の趣旨

- (1) 当学院は「女性の自立」を建学の精神とし、大正 10 年以来 60 余年にわたり、高等学校教育を通じ、社会に有用な女子を 2 万 2 千余人世に輩出してきた。
- (2) しかし、近年の社会情勢では高等学校にとどまらず、短期大学での教育特に英語教育の重要性は一段と増して来た。
- (3) また、女子の高等教育に役立てたいとの前理事長の遺志を尊重した裁判所の決定により、当学院に短期大学創設資金が分与された。
- (4) ここに、地域社会の強い要望である英語学科を設置し、今迄の教育実績をふまえて社会有為の女子を育成し、もって地域文化の発展に寄与すべく大阪明浄女子短期大学英語学科を設置する事にした。

II 設置を必要とする理由

- (1) 大阪府下の短期大学進学状況の推移は、志願者が年々増加し、進学者も増加しているが、志願者に占める進学者の割合は、低下の傾向にあり、希望しているが進学できない女子が多くなっている。
- (2) これを入学定員数、収容定員数の面からみれば、昭和 57 年度では入学定員数に対しその 2.5 倍もの受験者（内部進学者を除く）があり、収容定員に対してはその 1.7 倍もの学生現員数がある。
- (3) 大阪府は商都を反映して、諸外国との交流が年々盛んになり、貿易もますます旺盛になっているので、女子短期大学卒業生で英語専攻者が就職面で有利であるといわれている。
- (4) 昭和 57 年度の大阪府下の英語・英文学科の入学定員数、収容定員数をみると、入学定員数に対してはその 3.6 倍もの受験者（内部進学者を除く）があり、収容定員数に対してはその 1.6 倍もの学生現員数になっているのが現状である。
- (5) 大阪府下 39 短期大学は、その 92%が昭和 42 年以前に設置され、しかも大阪市を中心に都市化が極度に進んだ大阪北部に偏在し、特に英語、英文学科ではこれらの地域で、府下総入学定員数の 90%を占めている。
- (6) 大阪南部の泉南地域は和歌山県と接し、人口約 50 万人を擁するが短期大学等は皆無で、また和歌山県北部地域も人口約 60 万人に対し、短期大学 1 校、英語・英文学科は皆無のため、ほとんど地域外への遠距離通学となり、父兄にとって経費・保護の面で多大な負担となっている。

- (7) 当学院が泉州・和歌山県北部両地域で行った高等学校調査では、「短期大学が近くに欲しい」79%、「英語学科に進学したい」62%と希望が強く、また地元8市5町の市町村、教育委員会、37高等学校長等から、設置認可申請の副申として、短期大学英語学科設置の要請が寄せられている。
- (8) 設置予定の泉南郡熊取町は、泉州地域と和歌山県北部地域のほぼ中間に位置し、適当な通学時間距離にあり、しかも良好な教育環境が保全されている。これら通学距離内の18才女子高生人口は、13,531人、短期大学進学者数4,186人、同英語・英文学科進学者数1,231人、同受験者数2,765人（内部進学者を除く）と多数に及んでいる。
- (9) 将来の近畿圏の人口は、そのかなりの部分が大阪府下特に泉南地域へ吸収されるものと見込まれ、大阪府は関西国際空港建設計画との関係から、特別委員会を設置し、この地域の計画的振興に注力しており、当学院の短期大学設置計画は振興に寄与するものに関心が寄せられている。

III 教育課程について

- (1) 教養を高めるため、一般教育科目で3分野にわたり12単位を選択必修とし、外国語科目でフランス語、ドイツ語を開設した。また、保健理論を2単位とし、体育実技を1・2年次にわたり履修させる等配慮した。
- (2) 専門教育科目では、建学の精神に則ってバランスのとれた英語運用能力を養うこととし、その基礎となる教育科目を履修できるよう配慮した。
- (3) (2)の基礎の上に、専門的職業に携わることができる知識と技術を養うため、LL教室2教室（各48ブース）等諸施設の充実及び実用英語として、「商業英語」、「時事英語」を充実し、大阪の経済活動が求める人材を養成することにした。

出典：「学校法人明浄学院 大阪明浄女子短期大学設置認可申請書」（昭和58年7月）

こうした経緯を経て、昭和60年4月8日に大阪明浄女子短期大学は熊取町に開学しました。「学校法人創立80周年記念誌」では、次のように記されています。

大阪明浄女子短期大学誕生

本学は、「女性は心身ともに健全で旺盛な自立心を持たねばならない」という創立当初から脈々と続いている建学の精神を、高等教育で実現させたいという初代理事長の志と、高等教育機関がない泉南地域からの要望が重なり熊取町に設立された。

昭和60年4月8日、『大阪明浄女子短期大学が永久に発展することを祈念してここに開学を宣言する』平澤俊雄学長の開学宣言である。

入学生169名、教員18名、事務職員8名でスタートした。

昭和60年設立の英語科は『卒業してすぐに役立つ実務教育と、その技能を自分の判断に応じて幅広く生かせる知性と教養を修める』、平成2年増設の文芸科は『精神的情操的教育の点から、日本文化についての知識の充実』をそれぞれ教育目的としている。

出典：学校法人創立80周年記念誌

2. 四年制大学への移行と大阪明浄大学の創設（2000年）

平成時代に入ると、18歳人口の減少や「短大離れ」により、短期大学は厳しい経営環境

に直面しました。

「学校法人創立 80 周年記念誌」では、大学設置に向け、次のように記されています。

大学設置に関して

・短期大学を取り巻く環境

全国レベルで大学、短期大学の入学者数を予測する基礎となるわが国の 18 歳人口は、平成 4 年度までは増加を続けて 205 万人に達し、以後は減少に転じ、多少の起伏はあるものの、減り続けて、平成 21 年度には 120 万人と、ピーク時の 6 割以下になる。

進学率の向上を計算に入れても、一方で短期大学から四年制大学へ、また専門学校へと志向の分化があり、短期大学に関しては、平成 4 年度以降、18 歳人口の動向を更に増幅した、急激な入学者数減少が予測された。資格取得と結びつきにくい文科系、教養系の女子短期大学は、その傾向が特に強いといわれた。

大阪明浄女子短期大学の現状は、まさにその典型となった。昭和 60 年に開学し、英語科を開設して以来、平成 5 年頃までは志願者数も順調に増え、平成 2 年には文芸科を増設し、同 3 年には英語科の臨時定員増、4 年には文芸科の臨時定員増が、それぞれ平成 11 年度までの期限付きで認められた。しかし、その頃から志願者数の減少が始まり、平成 8 年度に一時持ち直したものの、以後は減少の一途をたどった。

明浄短大では、高校訪問の強化や指定校制の導入などで志願者の掘り起こしに努める一方、将来を見極めるため、自己点検・評価を開始し、カリキュラムなどの見直しを行い、新学科増設も検討した。しかし、全国的な「短大離れ」の風潮の中、抜本的な改善には至らなかった。平成 8 年 7 月、理事会は、上述のような事態を憂慮し、明浄短大の将来構想について、理事会主導で検討を始めることを決定した。

・学部の名称と分野の選択

大学新設に当たって、学部内容の選択は極めて重要である。国は長期にわたり大学設置を原則抑制の方針にしており、緊急を要する分野、既存学部がなく設置が望まれる新分野など、若干の例外を除いて新設は認められない状況であり、それをクリアするにも、分野の選定は重大事であった。(のちに、臨時定員の取り扱いに関して、この抑制はある程度緩和された。)

学院として、間口を広げる意味では、従来の明浄短大が英語科、文芸科いずれも人文系の学科であることから、少なくとも社会系を取り入れることが望まれた。自然系への拡張は人員や設備の点で無理があるので、社会系の商学、経営学、経済学、社会学等に基礎を置き、人文系の明浄短大とも関連づけられる分野を模索した。ここに至って「観光」が浮上した。

観光は、福祉、環境、健康などと並んで、21 世紀のキーワードの一つであり、余暇の活用や、人類の持続的発展という重要な目標を持ち、観光産業は 21 世紀の基幹産業の一つと目されている。それには、20 世紀の「物」の時代から、21 世紀の「心」の時代への移行に合わせて、観光産業も脱皮する必要がある、新しい「観光学」を学んだ人材が不可欠である。諸外国と比べてわが国では、観光を独立した学問分野とする認識が薄く、せいぜい商学、経営学、社会学などの一題材として取り上げられるに過ぎなかった。中期計画委員会は、審議の途上、立教大学が社会学部観光学科を全国初の観光学部に昇格させるべく認可申請中であることを知り、その当事者からも、観光

学の現状と将来について、色々と教えを受けた。

明浄短大のキャンパスは、古都や世界遺産が密集する近畿の中心大阪府下に位置し、関西国際空港至近で、全国・全世界から観光学を学ぶ人たちが集まるのに最適の立地条件を有する。明浄短大では、関西空港・観光関連企業に相当数の卒業生が既に就職しており、それに対応して、観光概論や観光英語などの授業科目も開講されている。これらの諸事情を総合して、「観光学部」が決定された。

・カリキュラム

認可申請の時点で、観光学部は先例が立教大学にあり、観光系の学科は阪南大学にもあったので、カリキュラムはそれらも参考にした。立教は社会学系、阪南は文化学系という特徴があり、本学はそれらと対比して、商経系にやや重点を置くこととし、専門科目の中の基幹科目や共通科目にその特徴を出した。理論と実務のバランスを重視し、毎年次に少人数の演習（セミナー）を配して学問の方法論を教える一方、3年次に現場実習（インターンシップ）で実務を体得させるようにした。専門的各論に当たる展開科目は、国際観光、観光経営、観光文化の3コースに区分して、学生が希望する進路の科目を選択しやすいように配慮した。演習担当教員は、そのクラスの担任をも兼ね、学生の生活指導や相談にも応じられる態勢とした。

出典：学校法人創立 80 周年記念誌より

また、平成 10 年 9 月に提出された「**大阪明浄大学設置認可申請書**」には、大学設置の趣旨と理由が次のように記されています。

I. 設置の趣旨

1. 明浄学院の沿革

明浄学院は、大正 10 年に日蓮上人降誕 700 年を記念して大阪市内の日蓮宗寺院団の発願により設置され、昭和 6 年に宗門を離脱した明浄高等女学校を母体とし、昭和 23 年に認可された学校法人で、現在、大阪府泉南郡熊取町に短期大学(英語科、収容定員 640 名、文芸科、収容定員 400 名)を、ならびに大阪市阿倍野区に高等学校(普通科、収容定員 2,100 名)・中学校(現在生徒募集停止)を設置している。明浄学院は、「豊かな心と深い教養を備え、知性に輝く女性の育成」という学院の教育目標を『明く浄く直く』の教育理念により表現し、開学以来 77 年間の永きわたり、女子教育に努め、34,000 余名の卒業生を輩出している。

2. 短期大学の設置

大阪明浄女子短期大学は、関西国際空港に隣接する大阪府泉南郡熊取町大久保南 5 丁目 3 番 1 号にあり、最寄の交通機関 JR 阪和線の日根野駅まで徒歩 17 分、同熊取駅まで徒歩 20 分、南海電鉄本線泉佐野駅まではバスで 15 分の位置にある。両鉄道は、共に大阪・和歌山間を運行しており、それぞれ他の交通機関との連絡も良く、大阪府下のみならず、和歌山県・奈良県・兵庫県東部・京都府南部からの通学が可能である。

明浄学院が昭和 60 年に大阪府南部の泉州地域に英語科を擁する短期大学を設置し

たのは、国際語としての英語の重要性を鑑み、国際空港の開港を控えた同地域における国際化への期待に応えんとすることにあった。

さらに、平成2年には、諸外国からの日本に対する関心が高まりつつあるなか、わが国の文化・伝統及び知的遺産を理解し、国際交流に寄与しうる有為な人材の育成を目的として文芸科を設置した。

関西国際空港の開港により、大阪明浄女子短期大学の設置されている泉州地域は国際的な活況を呈し、商都大阪の国際的な人的交流の場となってきた。これに伴い英語教育と伝統文化の教育の場として大阪明浄女子短期大学の社会的役割は大きい。

3. 教育研究の充実と自己点検・自己評価

短期大学では、前述の設置趣旨に沿ってカリキュラムを編成し、これをもとに教育・研究活動を行い、その実績を積み上げてきた。平成4年度より、将来の展開・計画の参考に資することを目的として、教育・研究活動の実績記録を学事報告としてまとめ、さらに平成7年度には自己点検評価委員会を設置して報告書を発行している。

平成9年度には、これらの資料に基づき短期大学の両学科は、国際交流と文化情報を一層重視するカリキュラムへと抜本的な改正を行い、英語科にオーラルコミュニケーション・国際ビジネス・英語文化の各コースを、文芸科に人類文化・文学芸術・日本語情報各コースを設け、特に英語科では観光に関する科目を複数設置し、地域社会の期待に応えるべく努めている。

このような正規の授業科目に加え、英検・観光英語や TOEFL、秘書検定、コンピュータ関係資格、及び旅行業務取扱主任者の資格取得を目的とする課外科目(キャリア・アップ・プログラム)を開講し、観光産業を含む諸企業への学生の就職に役立てている。

また、開かれた短期大学を目指して、継続的・定期的に開設する公開講座は地域社会に好評を博している。

4. 4年制大学設置の必要性

近年、女子の4年制大学への進路希望者が増加の一途をたどり、大阪明浄女子短期大学が通学圏としている大阪及びその周辺他府県においても、首都圏と同様にその傾向が著しく、短期大学をめぐる経営環境は厳しさを増している。通学圏を同じくする各短期大学では人学定員を確保することが困難な状況となりつつあり、4年制大学への改組・転換あるいは4年制大学新設を計画・実施する学校法人も数多い。他方、短期大学で学んだ教養を基礎としてより専門的な高等教育を目指して4年制大学へ編入学する短期大学生が増加してきている。

このような短期大学をめぐる経営環境の変化、学生・生徒の志向の変化に加えて、大阪明浄女子短期大学の就職先については、ホテル・観光業などの観光関連事業への志望者・内定者が増加する傾向にある。また、併設の明浄学院高等学校の卒業生の志向も4年制大学に向けられつつあることから、本学院として、伝統的に受け継いできた教育目標を「『明く浄く直く』の精神に則り、豊かな心と深い教養を備え、知性に輝く有為の人材の育成」へと改め(平成9年6月21日理事会)、これまでの女子高校・女子短期大学教育の伝統のうえに、現代社会・地域社会の期待に応えるべく4年制大

学・男女共学、観光学部・観光学科設置の新機軸を打ち出し、より高等で広範な教育を行うことを目指すものである。

5. 現代社会・地域社会の要請

わが国経済は、バブル経済の処理、及び財政・金融機構の改革問題を原因として、景気が極度に低迷し、不況からの脱出が模索されている。経済力強化のみが強く叫ばれた時代は終焉を迎え、世界的にも将来に負の遺産を残さない「持続可能な発展」が希求され、真に豊さの実現に向けた新たな発展が期待される時代となりつつあることは、多くの人に共通する意識でもある。

天然資源に恵まれないわが国では、人間こそが最大の資源であり、新たな時代に活躍する人材育成機関として、高等教育機関は、重要な役割を担うものがある。人の移動や情報伝達が益々速さを増し、国や地域を超えた社会のグローバル化を間近に控え、これに対応する人材育成は性別・年齢を問わない。

今日、余暇は社会生活における豊かさを実現する手段の一つとして、その意義が積極的に見いだされており、余暇活動に対する人々の意識の高まりについても目を見張るものがある。余暇活動の中では、観光は最も強く希求される活動の1つに挙げることができ、さらに労働集約型産業の一つでもあることから、将来的に貿易立国であることについて不安感や閉塞感が存在するわが国において、外貨獲得手段としても大きな期待が寄せられている。

わが国では、昭和38年に「観光基本法」が制定され、観光収支の改善、経済・文化両面での国際交流が目指されてきたが、従来型の産業構造の中では観光産業に対する強い閉塞感が社会を支配し、観光に関連する高等教育機関は未だ少ない状態にある。しかし、平成7年6月の観光政策審議会による答申「今後の観光政策の基本的な方向について」にも見られるように観光産業は将来における成長産業として位置づけられ、その発展に対して大きな期待が寄せられており、同産業の活性化を図るうえで専門知識を有する人材の育成が今日の重要な課題の一つであると考えられる。

高度成長期以降において急速な伸びを示した日本人の海外旅行も、ここ1、2年は不況の影響を受けて停滞しているが、航空会社間の競争激化にともなう航空運賃の低下によって、将来的に再び活況を呈することが予想される。その一方において国内観光の空洞化が叫ばれて久しいが、それはわが国の観光地や観光資源が十分に開発されずにいることの現われと見ることもでき、新しい視点からの活用が期待される場所である。今後の日本経済については、個人消費に対応した構造変化の必要性が指摘されており、衣食住への支出から娯楽・旅行等の支出への移行がより強まることは明らかであり、さらに、週休2日制度の定着や「祝日三連休化」、あるいは企業の「リフレッシュ休暇」などの余暇時間拡大の動きが、観光需要・観光振興をより一層推進させる要因となると考えられる。環境に負荷を与えない観光活動の促進、歴史・風土の違いから諸外国との間に生じる摩擦を少なくするため相互理解を高めることなど、観光を取り巻く問題の解決に向けて観光関連領域における専門家、即ち、観光産業の経営者・経営管理者及び実務者、観光振興・開発・計画の指導者及び実務者、観光資源としての文化財保護・施設運営者、観光関連分野の研究・教育者の育成が重要な課題となっている。

17世紀には世界的な文化都市であった大阪は、19世紀以降になると産業都市としての機能が優先されてきたが、昭和57年文化的復興を目的として(財)大阪21世紀協会

が結成され、平成4年「大阪21世紀計画・新グランドデザイン」を策定し、「大阪21世紀計画」が提唱されるなど、観光資源の再評価と充実、ならびに新たな観光開発が活発に行われつつある。例えば、国立文楽劇場や歌舞伎を上映する松竹座の改修といった伝統芸能の普及、国立民俗博物館をはじめとする120の博物館群、大阪ドームやJリーグに合わせた新競技場の建造物などに加え、テーマパークの誘致、オリンピックの誘致など、その傾向は強まりこそすれ弱まることは考えられない。こうした大阪府の動きを受けて、泉州地域においても7市町の首長を中心とした観光振興協会の結成が提唱され、歴史や伝統文化を踏まえた観光資源の開発が計画されつつある。

以上のことから、明浄学院は、広く一般的知識を授けるとともに、21世紀の日本の経済を支える産業分野としての観光を総合的・専門的に研究・教授し、観光に関する専門的知識及び応用的能力を養い、明浄学院の教育目標である「豊かな心と深い教養を備え、知性に輝く有為の人材の育成」、即ち、国際化する現代社会において人類の幸福と発展に大きく貢献する人材の育成を目的とした、4年制大学（男女共学）観光学部・観光学科を設置するものである。

なお、入学定員は大阪明浄女子短期大学英語学科・文芸科の臨時定員（それぞれ160名・100名）の1/2、130名を恒常定員化する分をあてるとともに英語科の恒常定員160名のうち60名を振り替えて、計190名とし、さらに、併設及び他の短期大学からの3年次編入定員として20名を設定し、収容定員を計800名とする。

II. 特に設置を必要とする理由

観光とは—

「観光」という言葉は「国の光を観る」（『易経』）に由来しており、本来、人が地域や国を越えて相互交流し、各々の文化などを理解し、学び、自己の社会・文化・経済を発展創造していくことを意味しているものである。

1. 設置する地域との関連

このたび、「観光学部」を設置申請する大阪地域は、首都圏に次ぐ経済圏であると同時に歴史の古い独特の文化を伝える地域でもある。周辺の京都・奈良には、国宝級の文化財が点在し、奈良では「法隆寺の仏教建造物」が、京都では、京都市・宇治市・大津市の「歴史的町並み」が、それぞれ平成5年・6年に「世界遺産」に登録されており、特に豊かな日本の歴史的文化遺産を担う観光資源に恵まれた観光都市として世界的に認知されてきている。ちなみに、わが国の世界遺産登録は現在8箇所であるが、上記2件を含めて、その内の5件が近畿・中国地域に位置している。また、周辺地域の一つである神戸は、近代日本の幕開けとともに外国文化の受容の一翼を担ってきた独特の風趣を持ち、国際観光都市としての評価が高い。

さらに、平成6年に開港した関西国際空港は24時間体制の空港としては、わが国初の空港であり、離発着枠が飽和状態にある成田新東京国際空港に代わり、多くの外国航空会社に運行枠を提供しており、外国人入国者・日本人出国者数は年々増加を示している。

現在設置されている短期大学と共用することを予定している大学校地は、この関西国際空港に近く、大阪・京都・奈良及び神戸への国際的・国内的な玄関口に位置している。また、関西国際空港に至近の距離にある「りんくうタウン」には、世界観光機

構（WTO）が世界で初めて設けた地域事務所である「アジア太平洋事務所」が設置され、大きな観光需要拡大の可能性を秘めたアジア太平洋地区の発展を推進させる一翼を担っている。

近畿地域においては、関西国際空港の開港を契機として、すでに外国人海外渡航者の増加の割合が他地域にくらべて著しく、海外からの観光客流入も促進され、政府が推進する観光政策、とりわけ「外国人観光客の来訪地域の多様化促進・国際観光の振興法」制定が機能し始めており、相乗効果として、国内の観光需要についても活性化が期待されている。

さらにまた、人々の生活の力点が余暇活動に移りつつあることに伴い、ここ数年来大阪・京都・奈良及び神戸におけるレジャー・リゾート施設の新規計画、博物館・美術館等の新設、交通機関の新規開発、大型ホテルの開業、オリンピック招致等イベントの開催企画等、観光開発・観光資源の活性化につながる動きが継続的に展開されており、この傾向は今後一層強まるものと予想されている。

2. わが国の観光政策との関連

上記した通り、わが国では昭和 38 年に「観光基本法」が公布されている。その前文において「観光は、国際親善の増進のみならず、国際収支の改善、国民生活の緊張の緩和等国民経済の発展と国民生活の安定向上に寄与するものである」と唱われており、「国民の保健の増進、勤労意欲の増進及び教養の向上とに貢献する」ものであることから、「外国人観光客の来訪の促進、国際観光地・ルートの総合的形成・国民大衆の観光旅行の容易化、観光のための開発、観光資源の保護、育成及び開発、観光地における美観風致の維持」等の施策が積極的に推進されてきた。そして、平成 7 年 6 月の運輸省観光政策審議会の答申「今後の観光政策の基本的な方向」においては、「ゆとり観光立国」が提起され、「観光産業は 21 世紀の経済発展を牽引する基幹産業であり、国内雇用を新しく創出する」ものとして大いに期待がもたれ、「観光サービスの質の向上、観光産業振興のための総合的取組、地域の主体性のある観光地づくり、国際観光交流の拡大、自然環境、文化等の保護、保全に配慮した観光地の整備、障害者、高齢者などの人々の旅行促進と環境の整備」等とともに、「観光大学などの高等教育機関の設立による人材育成と観光学の振興」が提唱されている。

また、平成 8 年 4 月には、「ウェルカムプラン 21（訪日観光交流倍増計画）」に関する提言の取りまとめが行われた。国際観光交流は、他国の社会や生活をよりよく理解できる機会を提供し、国際相互理解の増進に大きく貢献することから、現在低い水準にある外国人の訪日旅行を促進することは対日理解の増進を通じたわが国のイメージ形成の観点からも不可欠である。世界的な経済成長による所得の拡大等により世界の旅行者数は増加の一途をたどっている中、訪日外国人旅行者数はここ数年横ばい・微増となっており、その訪問地は、東京、大阪に集中している。

このように、観光政策が積極的に促進されている一方において、余暇活動の主軸として観光に期待を寄せている多数の国民が、その世界最高水準の所得に見合うだけの観光の機会を享受しているとはいえない点、日本人海外旅行者の数に比較すると訪日外国人客数は 1/4 と少なく、大幅な不均衡に陥っている点など、解決を要する問題点も多く指摘されている。国民一般の豊かな旅の実現が期待されるところであり、また、外国人に対して日本の魅力をより積極的にアピールすることによって、不均衡を是正することが必要であろう。

これからの国際社会は豊かな異文化交流や環境問題に対する関心の高まりなどが示すように、生産拡大による経済発展ではなく、むしろ環境保護を求めるものであり、物質的な豊かさ以上に精神的な豊かさが求められている。その中であって余暇活動を通した豊かな人間性の涵養や新たな人間関係の構築は、さらに重要性を増してくるものと考えられる。今後、観光はどの世代においても必要な行動、すなわち生涯学習の機会として受け止められるようになり、今後増加する高齢層の人びとにとっては大きな生きがいにつながるものである。

このように、観光の意義・役割が高まっているが、人々の期待に応えるためには、一つにはそれを担う専門家の養成が必要である。というのは、観光は、国際化を中心に高度化、複雑化しているため、専門的担当者の助言や助力をますます不可欠としているからである。

今後、豊かな観光ならびに豊かな社会づくりに向けては、観光の専門的担当者や観光経営の専門家の人材育成を目指す大学の設置が急務であると考えられる。

3. 進学動向から

わが国の大学教育機関における観光系の学科は、これまで、社会学部・経済学部・商学部等の一学科として位置づけられてきた。観光という現象を専門対象領域とする観光学部は、平成10年4月になってわが国で初めて立教大学により開設された。近畿地域では観光学部を設置している大学はない（阪南大学国際コミュニケーション学部に国際観光学科が設置されているのみである）。

これら既存の観光関係学科の学生募集状況は良好で、平成8年度入試では推薦入試で約2倍、一般人試で4倍を超えている。

平成9年度に設置された観光関係2学科も好評で、そのうち阪南大学では、入学定員数の5倍を超える志願者となっている。

平成10年設置の立教大学観光学部についても、入学定員の8倍を超える志願者となっており、阪南大では入学定員の6倍を超えている。

以上のことから申請の大学学部について、学生を確保できるものと判断している。

III. 観光学部・観光学科の人材育成目標と教育研究上の特色

1. 学部、学科の特色と人材育成目標

観光は、何よりもインターディシプリナリーな総合的な事象であるところに特色があり、本学部は、それを理解・解明し実践しうる能力を持つ人材の育成を目指す。そのため、教育課程において基本的な柱としているところは、観光とは本来どのようなものであり、とくに現在ではいかなる社会的経済的条件や状況のもとで行われるかを認識した上で、観光の主体・客体・媒体について多面的・総合的に分析し理解しうる理論的能力を持ち、そのうえにたつて実践的な問題解決能力、行動能力、運営能力、ひいては指導能力を持つ人材を育成することである。

その場合、本学部では、観光が何よりも人を扱うものであることを最も重視する。観光には、確かに物を扱う側面があり、しかもそれは重要な部分を占めるが、観光の意義は何よりも人々に対して生の喜びを与え、活力を促進するところにある。さらに、本学部では、観光が多くの要素や側面の総合、組み合わせのもとに遂行されるものであり、その専門的な担い手には組織的な管理的な能力が必要とされるという考えにたつ。観光について多面的専門的な研究を推進すること、そのうえにたつて、何

よりも観光についてこうした精神をもち高度な専門的能力をもつ人材の育成につとめることが、本学部の教育研究の目標である。現在および今後における観光の動向を見据えた研究を展開し、21世紀の観光業を支える人材の育成を目指すものである。

2. 教育課程の編成の考え方及び特色

本学部の教育課程の基本は、学生が、観光に関連する多面的分野について広く勉学できるとともに、希望する領域について系統的・専門的に勉学ができ、最後には個々の選択テーマについて卒業論文として集大成できるようにしているところにある。授業科目は、大別して(1)専門科目・(2)広域科目・(3)コミュニケーション科目の3種から構成される。

専門科目では、基幹科目・共通科目・展開科目を設け、段階的に観光の専門的理論を学び専門的な実践的能力を身につけうるようにしており、このうち各論的専門教育の中心となる展開科目は、国際観光、観光経営、観光文化の履修コースに分け、系統的な学習ができるようにしている。また、基幹科目として1年次、2年次に基礎演習を、3年次、4年次に専門演習をおき、全学年を通じて専任教員が担当し、教育・研究の指導にあたる体制である。

さらに、観光の一般的基礎分野について広域科目を設けるとともに、観光業務担当の基本となるコミュニケーション能力育成の科目として外国語と情報処理演習を設けている。

(1)専門科目から(必修科目34単位を含め)72単位、(2)広域科目から(選択必修科目4単位を含め)24単位、(3)コミュニケーション科目から(必修科目8単位を含め)12単位、上記区分とは無関係に16単位、計124単位を卒業要件として設定した。

以下に順をおって説明する。

(1) 専門科目

観光及びその専門的土台となる学問領域についての科目群で、①基幹科目②共通科目③展開科目より構成される。

①基幹科目

講義科目、演習科目より成るが、すべてが必修科目で、十分な知識・理論・実践的能力を全員が習得できるようにしている。卒業要件単位は、基幹科目合計で34単位である。

(a)講義科目は、観光について勉学する能力を備えるに必須な基礎的科目である。まず、観光に関する専門的な全般的な入門的科目として、観光概論を設けている。第2に、観光の土台となる社会的動向や観光運営についての基礎的科目として、社会学概論と経営学概論を設けている。第3に観光に関する法的機構的枠組みのための入門的概論的科目として、観光関係法規を設けている。

(b)演習科目は、基礎演習Ⅰ(1年次配当)、基礎演習Ⅱ(2年次配当)、専門演習Ⅰ(3年次配当)、専門演習Ⅱ(4年次配当)及び卒業論文(4年次配当)より成る。

(ア)基礎演習は、約30人程度のクラス編成で、学問的な考え方や大学での勉学の特質からはじまって、文献・資料・情報等の入手の仕方や整理・分析の方法、ならびに学習成果や自己の考え方の提示・発表方法(プレゼンテーション)等を学習させ、大学での学習の基礎的能力を習得させる。

(イ)専門演習は、約 10～15 人程度の少人数クラス編成で、学生各自の選択したテーマに基づき専門的研究・勉学を行い、プレゼンテーション技術の錬磨を行う。観光業務は直接的に人を対象とするものであるから、理論的勉学とともに、自己の考えを理解してもらおうプレゼンテーション技術の養成が肝要と考え、それにも重点を置くようにしている。

また、これらの演習科目は原則として専任教員が担当するもので、全学年を通じて専任教員により演習教育を行う体制である。

(ウ)4 年次生には、さらに卒業論文を必修とし、勉学の集大成と思考の表示方法の練習をさせる。卒業論文は 400 字用紙 50 枚程度を基準とする。執筆にあたっては、主として専門演習の担当者が指導にあたる。審査・採点は専門演習Ⅱの担当者が行う。

②共通科目

共通科目は、基幹科目による基礎的勉学のうえに、観光業務について専門的に勉学する際、共通して学ぶべきところの観光業務遂行の専門的共通の土台となる問題や領域のための科目である。学生には、次に述べるコースに関係なく、共通の専門科目として展開科目とあわせて履修させるもので、最低卒業所要単位は、展開科目と合わせて 38 単位である。共通科目を大別すると、(a)経営能力養成の土台となる経営管理概論、商業経営論、マーケティング論、(b)事業や組織の場における人間の諸問題を扱うリーダーシップ論、人的資源管理論、労使関係論、秘書の理論と実務、ホスピタリティービジネスマナー、(c)経理・会計のための簿記、コンピュータ会計、(d)広告論、ファイナンス、貿易論、国際取引法、経済関係法の観光業務遂行に共通して付随・関連する諸領域についての科目である。

③展開科目

基幹科目のうえに、かつ共通科目と平行しつつ、一層専門的な知識・能力を習得させるものである。展開科目は、次の 6 科目群に分かれる。

- (a)国際観光関係科目群
- (b)旅行関係科目群
- (c)観光事業経営関係科目群
- (d)観光施策関係科目群
- (e)観光文化関係科目群
- (f)博物館関係科目群

展開科目をこのように科目群に分けるのは、本学部では観光に関するゼネラリスト的教育とともに、希望する領域についてのスペシャリスト的教育をも目標とするためであるが、これは学生の体系的学習を可能にするものでもある。各科目群の目標とするところは下記の通りである。

(a)国際観光関係科目群は、国際観光論、国際関係論、国際経済学、国際経営論、観光事情Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、世界経済事情、アジア経済事情、国際観光実習の 10 科目より成るが、国際レベルでの観光、経済、ならびにそれと直接的に関連する科目で、国際的観光についての視野・能力の育成を目指す。全般的な研究・教育とともに、地域の観光事情を理解するため観光事情Ⅰ(概説)、Ⅱ(欧米)、Ⅲ(アジア・太平洋)と 3 科目設け、遺漏なきを期している。

(b)旅行関係科目群は、交通経営論、観光交通論、航空産業論、旅行業論、旅行業法、

旅行業務事例、旅行ガイド・添乗員論、旅行企画事例、旅行業実習の9科目より成るが、観光のうちでも交通・旅行に関する科目で、旅行業務事例や旅行ガイド・添乗員論など実務に関する科目も設けている。また、現在及び今後の交通では、航空が重要な位置をしめるので、そのための科目(航空産業論)も設けている。

(c)観光事業経営関係科目群は、サービス経営論、観光事業経営論、観光業マーケティング論、ホテル経営論、ホテル人材開発事例、旅館経営論、外食産業論、宿泊業実習の8科目より成るが、観光関係事業をその経営の観点から究明し、人材養成に努める科目群で観光事業の経営幹部として必要な能力育成をめざす。

(d)観光施策関係科目群は、観光政策論、地方観光行政事例、地域振興論、生涯福祉と余暇・観光、観光資源論、観光関連施設論、観光宣伝論、観光メディア論の8科目より成るが、公共的観光施設の諸問題、行政やそれに準じる団体あるいは業界団体による観光諸方策を含めた観光業務・地域振興についての科目で、公的、公共的ないし全般的な観光関連業務のための科目群である。

(e)観光文化関係科目群は、観光人類学、観光地理学Ⅰ、Ⅱ、エコツーリズム、集客施設論、労働と余暇、比較文化論、芸術と芸能、民族と伝承、文化遺産、関西観光論の11科目より成るが、観光という側面から見た人間や人間生活のあり方、芸術や芸能等の諸領域をカバーする科目群で、本大学所在地の観点から関西地区の観光のための科目(関西観光論)を設置している。また、環境と観光の関連性について考察するエコツーリズムも設けている。

(f)博物館関係科目群は、博物館概論、博物館学各論、博物館実習の3科目より成る。これらは、性格的には観光文化関係科目群にはいるが、博物館専門家養成にも力を入れるため別の科目群とした。

(2) 広域科目

観光について学び、観光業務に従事しようとする者か必要とする幅広い基礎的教養を身につけさせるための科目群で、思索の方法から自然科学の発展まで日本・人間・文化・社会・福祉・教育・自然等の広域にわたり20科目を設けている。うち、10科目は1年次以上に配当、10科目は2年次以上に配当としている。

観光業従事者では、今後、大学卒業者が著増するものと思われるが、そうした者は、高度な専門的能力とともに、その基礎となる考え方などの広い全般的知識や理解力を持つことが必須である。特に、今後の社会が急激に変化していくであろうことを考えると、考える力や全般的理解力を身につけさせることは重要である。

この中でも本学部の教育課程では、観光についての専門性の前提として、日本に関する基本的な理解が必要であると考え、日本に関する科目(日本語表現法・日本の歴史・日本の文学)を1、2年次に配当し選択必修にしていることが特色である。観光は、何よりも人を大切にするものであるので、日本語表現法ではコミュニケーションの土台となる言葉遣いなどについて重点的に教育を行う。また、同様の観点から健康と福祉、レクリエーション指導の科目も設置している。視聴覚教育メディア論等はプレゼンテーション能力の養成にも有用である。

最低卒業所要単位は、日本に関する科目を含め24単位である。

(3) コミュニケーション科目

コミュニケーション科目は、人々の間の意思疎通・情報伝達のための能力を身につ

けさせ向上させるための科目群で、直接的には人を対象とする観光業務では、その適切な能力が必要である。直接的意思疎通の用具である外国語についての科目と、機械的電子的用具であるコンピュータの能力育成のための情報科目より成る。

(a)外国語科目

英語、中国語、ハンデル、フランス語、及びスペイン語の5か国語を設けている。うち、英語Ⅰ（1年次配当）と英語Ⅱ（2年次配当）は、外国人による会話中心の授業とし、共に必修とし、中国語、ハンデル、フランス語、及びスペイン語は、いずれか1か国語についてⅠ（1年次配当）、Ⅱ（2年次配当）を選択必修としている。

英語については、さらに上級のⅢ（3年次配当）、Ⅳ（4年次配当）を設け、希望者による履修制としている。

(b)情報処理演習科目

情報処理演習科目は、情報処理、コンピュータの基礎的実践的能力養成のための科目で、情報処理演習Ⅰ（2年次配当）と情報処理演習Ⅱ（3年次配当）を設けて必修としている。この情報処理演習は50人程度のクラス単位で教育を行い、コンピュータ操作能力を十分身につけさせる。

3. 教育方法及び履修指導方法

1年次生では、コースの所属を行わず、ものの見方や考え方、幅広い基礎的教養からはじまって、基幹科目について人間の社会や協同活動の特質、観光の基本的事柄について勉学させるとともに、専門科目の共通科目と展開科目についても基礎的入門的な領域について履修させるようにする。その土台となるコミュニケーション科目では英語Ⅰといわゆる第2外国語のⅠを履修する。個々の学生に対する指導は、基礎演習で行う。

2年次生は、1年次生に引き続き基礎演習Ⅱ、英語Ⅱ、第2外国語のⅡを履修するとともに、情報処理演習Ⅰを履修する。また、国際観光コース、観光経営コース、観光文化コースのいずれかに属して関連する専門科目を系統的に履修する。

3年次以上では専門演習Ⅰ、Ⅱに所属して、専門的な研究・勉学を行い、最後に卒業論文として集大成する。

(1) コース制

展開科目については、スペシャリスト的教育推進の観点と体系的学習の観点から、学生には下記の3コースに分かれて履修をさせる。

(a)コースの目標

[Ⅰ]国際観光コース：観光の国際的側面や国際レベルでの観光の分野で活躍しうる専門的人材の育成をめざすコースで、主要地域の観光事業をはじめ国際観光の諸領域や、交通・旅行等の理解のうえに、国際レベルでの観光事業の担い手としての能力習得を目標とする。

[Ⅱ]観光経営コース：観光事業の担当・運営・管理の分野で活躍しうる人材の育成を目指すコースで、観光事業の柱というべき交通・旅行・宿泊業務等の理解のうえに、観光文化や観光施策についても勉学し、一般的に観光事業のいわば直接的部門の担い手としての能力習得を目標とする。

[Ⅲ]観光文化コース：観光のうちでも文化的分野、宣伝・広告・開発など観光の促

進・助成の分野で活躍しうる専門的人材の育成をめざすコースで、芸術・芸能をはじめ文化遺産や博物館等の理解のうえに、観光政策や観光施策についても勉強し、観光文化や観光行政の分野などでの観光事業の担い手としての能力習得を目標とする。

(b)コースの履修科目群

各コースとも共通科目・展開科目の最低卒業所要単位は38単位であるが、コースのいかんにより、そのうち14単位は以下に述べる科目群から履修するものとする。

[I] 国際観光コース：(a)国際観光関係科目群、(b)旅行関係科目群、及び(c)観光事業経営関係科目群から14単位以上

[II] 観光経営コース：(b)旅行関係科目群、(c)観光事業経営関係科目群、(d)観光施策関係科目群及び(e)観光文化関係科目群から14単位以上

[III] 観光文化コース：(d)観光施策関係科目群、(e)観光文化関係科目群、及び(f)博物館関係科目群から14単位以上

(c)コースの選択・所属の方法

コースの選択・所属は2年次の当初に行わせる。1年次においては専門的講義科目として基幹科目(講義科目)と、共通科目・展開科目の中の比較的基礎的な科目について、コースに分かれずに履修させ、こうした基礎的勉学のうえに2年次よりコースに分かれて勉強させる。各コースの定員は設けず、コースへの所属は、個々の学生の希望を基本にして行うが、1年次での勉強状況等を参考に、基礎演習I担当専任教員が適宜相談・指導を行い、コース選択を指導して、万一おこりうる特定コースへの集中をなくすようにする。

(2)基礎演習・専門演習

(ア)基礎演習1、IIは、大学での学習の基礎的能力を修得させるものであるため、学生の側で演習担当教員の選択をさせず、大学側で履修学生の編成を行う。

(イ)専門演習I、IIは、原則として学生の選択・希望に基づき演習担当教員を決める。特定の演習に学生が集中しないようガイダンスや履修指導を十分に行う。

(3)外国語科目

外国語科目のうち英語を除く初修外国語、いわゆる第2外国語科目の選択については、学生の希望を優先して考えるが、特定外国語への偏りを避けるため、履修登録前に第2希望までアンケート聴取して大学側で決定する。ただし、特定地域の研究を目指すなどの学生の志望も配慮するように努める。

出典：「大阪明浄大学設置認可申請書」(平成10年9月30日)

この計画に基づき、2000年4月に大阪明浄大学観光学部が開学しました。観光学部は、当時の日本において革新的な学部として、位置づけられ、「**大学案内2000**」、「**学院案内**」で、次のように記されています。

欧米の大学では「観光学部」の存在は当たり前ですが、日本の大学にはまだまだ少数の珍しい学部です。日本でもライフスタイルが変化し、休暇をとって海外や国内の旅行を自由に楽しむ人たちが増加。欧米のように観光が日常問題として位置づけられ

るとともに、日本を訪れる外国人も増え、観光は文化交流の一翼を担っています。さらに観光事業は21世紀の経済を支える産業として注目されています。このような時代の流れに対応し、2000年4月、大阪明浄大学観光学部がスタート。次代の観光事業を担い、21世紀の日本経済・国際社会をリードする人材を育てます。観光に関する高い専門知識と幅広い教養を総合的に理解するとともに、マネジメント能力も養成。関西国際空港のすぐ近くというロケーションを生かし、実践的なカリキュラムで新時代のビジネスリーダーの輩出をめざします。

出典：大学案内 2000

2000年4月に、西日本では初めての観光学部・4年制大学（男女共学）としてスタートします。明浄学院としては初めての男女共学。21世紀の産業として注目されている「観光」をさまざまな視点から追究し、男女を問わず専門的能力を備えたスペシャリストの育成をめざします。ホスピタリティや自己表現力など、観光に携わる人間にとって欠かせない国際感覚のバランスのとれた人材の養成につとめます。また、観光業界をめざす若い人たちの情熱を受けとめ、プロフェッショナルへの登竜門となるべく、実践力の強化に努めます。

—幅広い教養と専門能力の両立をめざしたシステムティックなカリキュラム—

経営面や文化面、国際面も含めて、観光を体系的、理論的に学べるようカリキュラムに配慮。文化や歴史など幅広い教養を身につける「広域科目」、語学力やマルチメディア能力を身につける「コミュニケーション科目」をベースに、「専門科目」で観光に関する専門知識を積み上げ、観光のスペシャリストを育成します。

「専門科目」は、観光を学問として探求するとともに、観光に関する専門的な知識や技能が実際の観光の現場で最大限に生かせるように、必須となる「基幹科目」を中心に「共通科目」「展開科目」の3科目群で構成。「展開科目」では、学生は3つのコースに分かれ、さらに専門性を磨きます。

○国際観光コース

交通、運輸、旅行業の関連性等についての知識を身につけ、世界各国の観光の現状や政策を理解する。観光資源を開発し、観光振興によって国際交流に貢献できる人材を育成する。

○観光経営コース

旅行業、ホテル・旅館業、外食産業、交通・航空業などの観光関連事業の理論と実務を学ぶ。経営管理や人材開発、観光文化、観光政策について実例をまじえながら学習する。

○観光文化コース

博物館等の施設や、文化遺産など、観光目的となる文化への学識を高めるとともに、さまざまな視点から分析する能力を養う。観光資源の開発・保護・伝承を担う人材を育成する。

出典：「学院案内」

3. 学校法人明浄学院から学校法人大阪観光大学へ

しかし、残念ながら令和元(2019)年には旧学校法人明浄学院の元理事長の不祥事が発覚し、令和2(2020)年3月に管財人のもと民事再生手続を開始しました。同年8月に学校法人理知の杜理事長である麦島善光氏が本学の支援者として承継することが決まりました。

令和4(2022)年4月から明浄学院高等学校の経営を外部に移管し、法人名称についても学校法人大阪観光大学とし、同年5月に民事再生手続が終結しました。新しい経営陣のもと「一法人一大学」の学校法人の唯一の設置校として、名実ともに観光学と観光教育の発展に目的を特化した高等教育機関として再出発することとなりました。この期間の経緯は、以下の通り大学ホームページにて公表されています。

○当学院に対する民事再生手続開始の申立て及び保全管理命令の発令について

2020年3月16日

学校法人明浄学院

保全管理人 弁護士 中井 康之

大阪観光大学を運営しております学校法人明浄学院(以下「当学院」といいます。)について、令和2年3月16日、大阪地方裁判所に対し、民事再生手続開始と保全管理命令の申立てがなされました。これを受けて、同日、大阪地方裁判所は、当学院につき保全管理命令を発令し、当職を保全管理人に選任しました(民事再生法79条)。

民事再生法の規定により(同法第81条)、保全管理人である当職が当学院の業務遂行及び財産の管理処分権限を有し、当学院を運営することになります。

民事再生手続は、当学院の大学教育事業を従来どおり継続しながら事業を再建するための手続です。

在学生、入学予定者やその保護者の皆様におかれましては、当学院の民事再生手続開始の申立てをお聞きになって、これまでどおりの大学生活を送ることができるのかなど、不安に感じられることもあるかと思われそうですが、当学院としましては、今後もこれまでどおりの校舎や設備において、従来通りの教職員や講師にて、通常どおりの講義を継続することを予定しております。皆様におかれましては安心して大学生活を送っていただければと存じます。

皆様にとってはなじみのない手続であり、いろいろと不安を持たれることもあると思いますが、教職員、講師の皆様とともに、当学院に在籍する皆様の不安を解消し、手続を進めてまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

○当学院に対する民事再生手続の開始決定について

2020年3月31日

学校法人明浄学院

管財人 弁護士 中井 康之

大阪観光大学を運営しております学校法人明浄学院(以下「当学院」といいます。)は、令和2年3月31日、大阪地方裁判所より、民事再生手続の開始決定を受けました。同日、大阪地方裁判所は、管理命令を発令し、当職を当学院の管財人に選任しま

した（民事再生法64条）。これにより、管財人である当職が、民事再生法66条の定めにより、当学院の業務遂行及び財産の管理処分権限を有し、当学院を運営することになります。

民事再生手続は、当学院の大学教育事業を従来どおり継続しながら事業を再建するための手続です。今後は、民事再生法に定められた必要な諸手続を適切に遂行しつつ、当学院の再建を進めてまいります。

管財人としましては、当学院の適正かつ健全な運営体制を再構築し、教職員らとともに、大阪観光大学の在校生ならびに入学予定者の皆様に安心して充実した学生生活を送っていただけるよう、全力を尽くしてまいります。

皆様のご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○新学長就任のお知らせ

2020年6月30日

学校法人明浄学院は、令和2年6月30日開催の理事会にて伊藤鉄也氏を新学長に選任し、同日付で学長に就任しましたのでお知らせいたします。

・学長就任のあいさつ

2020年6月30日

大阪観光大学

学長 伊藤 鉄也

[観光と国際交流を掲げる大学]

関西国際空港を臨む丘に建つ大阪観光大学は、100年の歴史をもつ学校法人明浄学院を母体としています。建学の精神は「明（あか）く、浄（きよ）く、直（なお）く」であり、それに則って、「豊かな心と深い教養を備え、知性に輝く有為の人材の育成」が目標です。コリドールを特徴とする心落ち着く校舎を舞台にして、学生一人一人の夢を叶える教育を展開している大学です。

本学は日本で唯一の〈観光〉を標榜し、今年で20年の節目を迎えます。観光学部と国際交流学部の2学部で構成し、実践的かつ学際的な教育で人材の育成に成果をあげています。卒業生の就職に関しては、3分の1以上が観光業界での実績をあげていることが、それを証明しているでしょう。

[再生計画の中で]

本学院は、2019年夏より新聞やテレビで報道された通り、不祥事の渦中にありました。その後の混迷を経て、本年2020年3月に学院に対する民事再生手続が開始され、現在は管財人による再建計画が進んでいます。これまでの詳細は、明浄学院のホームページ（<https://www.meijo.ac.jp/news/>）3月31日の記事とその前後に記されています。

この事態に立ち向かい再生を実現するためには、学生の教育と研究及び大学の運営に、教職員間の意思の疎通をはかりつつ同じ方向に向かって進むことが何よりも必要です。持てる力を最大限に伸ばす教育を目標に、教職員と学生がそれぞれの役割を自覚し、それを果たす中で与えられた課題を実現していきます。

[観光と国際交流の再構築]

新型コロナウイルスの感染被害の影響により、大阪観光大学の看板であった「観光」

と「国際交流」の根底が、今や大きく崩れています。しかし、明るい見通しはありません。異なる文化や知らなかった歴史に触れてみたい、体験したい、という気持ちを共に手を携えて掘り起こしていくことです。教職員全員、研究と教育の基盤整備をさらに推し進め、新しい観光学を築き上げることに全力を尽くします。そのためにも、学内に設立している観光学研究所を中心として、研究成果の発信や地域社会への貢献を、これまで以上に活発に推進していきます。

[大学の発展に向けた決意]

文化庁が、数年後には京都に移転して来ます。2025年には、大阪で万国博覧会が開催されます。関西は今、これからの日本を支える観光・文化・経済・産業・行政など、颱風の渦の中に巻き込まれていると言えるでしょう。この機を逸することなく、大阪観光大学は観光を中心とする研究を新しい学問とする意気込みで、これから前進していきます。この新たな旅立ちへのご理解とご支援をいただく中で、学長として大阪観光大学のさらなる発展に力を尽くす決意をここに記します。

○支援者決定のお知らせ

2020年8月20日

学校法人明浄学院

管財人 弁護士 中井 康之

学校法人明浄学院は、大阪地方裁判所の許可を得て、令和2年8月20日、学校法人明浄学院が運営する大阪観光大学及び明浄学院高等学校をそれぞれ支援していただく支援者との間で、支援契約を締結しましたので、お知らせいたします。

大阪観光大学の支援者は、学校法人理知の杜理事長である麦島善光氏です。

麦島善光氏は、学校法人理知の杜の理事長として、長野県松本市にある松本国際高等学校の改革、発展に寄与するほか、留学生を対象とした岡崎日本語学校を運営するなど、学校法人の再生や国際化に知見と経験を有しています。

明浄学院高等学校の支援者は、学校法人藍野大学です。

学校法人藍野大学（小山英夫理事長）は、大阪府茨木市を中心に、医療系大学である藍野大学に加えて、大学院、専門職大学、短期大学部、専門学校のほか、衛生看護科を設置する藍野高等学校等を運営するとともに、藍野グループとして関連の医療法人及び社会福祉法人を運営し、専門性の高い教育・研究・臨床を実践しています。

管財人としては、今後、大阪観光大学及び明浄学院高等学校の運営をそれぞれの支援者に適切に承継する予定であり、これによってそれぞれの学校の財務基盤も安定し、適正かつ健全な運営がなされていくものと確信しています。

大阪観光大学及び明浄学院高等学校は、いずれも現在のキャンパスから移転することは予定していません。大阪観光大学は大阪府泉南郡熊取町のキャンパスで、明浄学院高等学校は大阪市阿倍野区文の里のキャンパスで、それぞれの支援者のもとで学校運営を継続する予定であり、大学名や高校名の名称変更も予定していません。

今後、大阪観光大学及び明浄学院高等学校としては、支援者から資金や人材の支援を受けながら、各学校の在校生の皆様や、今後各学校に入学される学生の皆様に対して、より質の高い教育サービスを提供し、より充実した学生生活を送っていただける学校へと発展していけるよう、教職員一同、全力を尽くす所存です。

今後とも皆様のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○再生計画認可決定のご報告

2020年10月2日

学校法人明浄学院

管財人 弁護士 中井 康之

明浄学院高等学校及び大阪観光大学を運営する学校法人明浄学院につきましては、9月30日に大阪地方裁判所で開催された債権者集会において、再生債権者の皆様による決議の結果、当職が提出した再生計画案（当法人が再生手続開始前に負っていた債務の弁済方法に関する計画案）が賛成多数により可決され、本日（10月2日）、大阪地方裁判所より再生計画認可決定をいただきましたので、ご報告いたします。

再生計画は、令和2年10月下旬に確定する見込みであり、再生債権者に対しては、確定した再生債権の全額の弁済を実施する予定です。これにより、当法人が再生手続開始前に負っていた債務は全て弁済されることになり、当法人の再建は確実なものとなります。

今後につきましては、既にご案内しておりますとおり、明浄学院高等学校については学校法人藍野大学様から、大阪観光大学については麦島善光様から、それぞれ資金や人材の支援を受けながら、在校生・在学生の皆様や、今後新たに入学される生徒・学生の皆様に対して、より質の高い教育サービスを提供し、充実した高校・大学生活を送っていただける高校・大学へと発展していけるよう、教職員一同、全力を尽くす所存です。

今後とも皆様のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○大阪観光大学中期計画(初版) ～ 大阪観光大学 9の約束

2021年4月2日

大阪観光大学は2021年4月現在、民事再生中の学校法人明浄学院のもとにあります。

大阪観光大学は、1985年に設立された大阪明浄女子短期大学、2000年に設立された大阪明浄大学、2006年からの大阪観光大学の歴史を継承しつつ、2022年4月に一法人一大学となった学校法人のもとでの大阪観光大学として再出発します。

この計画は、2022年4月からの再出発を展望し、全教職員の参加のもとに作り上げ、2021年3月27日の学校法人明浄学院理事会で承認されたものです。

実施については、理事会のもとに理事長、学長を先頭とする全教職員、そして学生の参加によって行う決意です。なおここに公表するものは、「2021-2026 中期計画」(初版)であり、今後一年、学内はもとより卒業生ほか多くの関心ある方々との意見交換をへて「中期計画(確定版)」を策定します。

○新学長就任のお知らせ

2022年1月1日

2022年1月1日付で、山田 良治氏が学長に就任いたしました。

・学長からのメッセージ

2022年1月1日

大阪観光大学

学長 山田 良治

大阪観光大学は、その名の通り観光を前面に掲げた大学です。つまり、観光学を学ぶ高等教育機関です。一般に、観光それ自体はなじみのある言葉ですが、観光学ということになるといまひとつイメージしにくい言葉ではないでしょうか。

私たちの生活は、大きく分けると仕事と、何をするかを自分で選べる自由時間（＝余暇）からなっています。現代社会では、この自由時間における活動、余暇活動も、生きていく上で不可欠なものとなっています。心ときめく観光は、余暇活動の王様と言っていいでしょう。

こうした現象を対象とする学問分野であることが、観光学の第1の特徴です。この余暇活動としての観光を享受するためには、これを「楽しむ力」が必要です。どうして「力」が必要でしょうか？美しいものに感動するためには美的な感性、多様な食と堪能するためには、味覚の発達が必要ですが、体験や知識の有無で美しさやおいしさを享受する能力が大きく変わります。

第2に、そのためには観光の機会を作り提供するための観光関連産業の発達が必要です。現代社会では、観光関連産業は極めて広範囲にわたっており、サービス経済化した今日において、経済の中核を成しています。観光学は、この観光関連産業を初めとするサービス経済のあり方を対象とする科学であり、その中で働いていく力、現代社会を「生きぬく力」の発達の養成において不可欠な学問分野なのです。

大阪観光大学は、関西国際空港にもっとも近い大学であるとともに、多数の留学生が集う国際色豊かな大学です。こうした環境の中で「自由を共に楽しみ、社会を共に生きぬく」（大阪観光大学憲章 2022）ことのできるグローバルな時代の市民と職業人を養成すること—ここに本学の基本的な社会的使命があります。このプロセスを、多くの皆さんと共有できることを願っています。

○法人名称の変更および新理事長就任のお知らせ

2022年4月1日

大阪観光大学と明浄学院高等学校を運営する「学校法人明浄学院」は、2022年4月1日より法人の名称変更をおこない「学校法人大阪観光大学」へと生まれ変わります。

※明浄学院高等学校は、同日学校法人藍野大学に経営移管（設置者変更）

また、学校法人大阪観光大学は、4月1日（金）開催の理事会において、山本 健慈（やまもと けんじ）氏を新理事長に選任いたしましたのでお知らせします。就任は

4月1日付、任期は4年となります。

また、新法人のスタートにあたり「大阪観光大学憲章 2022」「大阪観光大学 10 の約束」および「大阪観光大学教職員行動指針」を制定しました。

・理事長就任のご挨拶

2022年4月1日
学校法人大阪観光大学
理事長 山本 健慈

本法人は、本日をもって新寄附行為のもと法人名称（旧「学校法人明浄学院」）を変更し、大阪観光大学のみを設置する「学校法人大阪観光大学」となりました。

本日第1回理事会が開催され、新寄附行為7条1項により、理事の中から、私、山本健慈が理事長に選任され、就任することとなりました。なお本学の支援者である麦島善光氏は、引き続き当法人の理事、評議員として本学に対する支援を継続して下さることになっております。

大阪観光大学を設置する本法人は、この間大阪地方裁判所選任の管財人による民事再生の過程にありましたが、管財人・支援者の尽力と教職員の奮闘により、教育研究においても経営においても着実な成果を上げてまいりました。管財人によりますと、民事再生手続もまもなく終結予定とのことでございます。

本日理事会では、新たな歴史のスタートに当たり、「大阪観光大学憲章 2022」「大阪観光大学 10 の約束」および「大阪観光大学教職員行動指針」を承認いたしました。これらは、本法人の新たな理念、事業計画、それを遂行実現する教職員の行動倫理であり、この2年間の教職員の熟議をふまえて制定したものです。

私は、学生のみなさんの自らを成長させようとする取り組み それを支える教職員の活動の基盤の強化のために、理事、評議員のみなさんや広く本学に関心をよせていただいているみなさんのご助力をえて奮闘する所存です。

以上ご挨拶といたします。

○民事再生手続終結のご報告

2022年5月18日
学校法人大阪観光大学
理事長 山本 健慈
大阪観光大学
学長 山田 良治

大阪観光大学を設置する学校法人大阪観光大学は、2020年3月31日より大阪地方裁判所選任の管財人による民事再生の過程にありましたが、管財人・支援者の尽力と教職員の奮闘により、教育研究においても経営においても着実な成果を上げてまいりました。

その結果、2022年5月17日、大阪地方裁判所から、民事再生手続の終結決定をいただくことができました。これにより、学校法人大阪観光大学は、名実ともに再生を果たしました。

学校法人大阪観光大学は、新たな大学の理念として制定しました「大阪観光大学憲章 2022」、また、それを具体化した中期計画「大阪観光大学 10 の約束」を実現するために、自ら制定した教職員倫理綱領ともいべき「行動指針」にもとづき、日々教育研究等の業務に励んでまいります。

引き続き本学へのご理解とご支援をお願い申し上げます。

出典：大阪観光大学ホームページ〈ニュース〉

その後、着実な経営改善が認められ、2024 年には、経営改善法人からも除外されることとなりました。

この再生の達成は、以下の通り、文部科学省からの文書「**経営改善計画の進捗状況に関する調査結果について（通知）**」によっても裏付けられています。

5 文科高第 1973 号

令和 6 年 3 月 8 日

学校法人大阪観光大学 理事長 殿

文部科学省高等教育局長

池田 貴城

経営改善計画の進捗状況に関する調査結果について（通知）

先般実施しました、貴法人に対する令和 5 年度経営改善計画の進捗状況に関する学校法人運営調査の結果について、下記のとおり取りまとめましたので通知します。

記

学校法人自らの経営努力により一定の経営改善が図られていることが確認できたことから、今年度をもって経営指導の対象から除外することとします。

－以下略－

以上

出典：経営改善計画の進捗状況に関する調査結果について（通知）

全出典一覧

学校法人明浄学院 大阪明浄女子短期大学設置認可申請書（昭和 58 年 7 月）

大阪明浄大学設置認可申請書（平成 10 年 9 月 30 日）

経営改善計画の進捗状況に関する調査結果について（通知）（令和 6 年 3 月 8 日）

学校法人創立 80 周年記念誌

大学案内 2000

学院案内より

大学ホームページ〈ニュース〉